

みどり市学童・生徒の福祉教育推進活動要綱

みどり市社会福祉協議会

(目的)

第1条 みどり市内の小・中学校が主体となりそれぞれの特色を活かして取り組む福祉教育活動や福祉体験活動の推進を目指して、みどり市社会福祉協議会がみどり市内各小・中学校に対して助成を行い、みどり市内の福祉教育の振興を図ることを目的とする。

(申請及び指定)

第2条 指定を希望するみどり市内の小・中学校長（以下「学校長」という）は、事業開始予定1ヵ月前までにみどり市学童・生徒の福祉教育推進活動指定申請書（別紙様式1）に次の書類を添えてみどり市社会福祉協議会長（以下「社協会長」という）宛申請するものとする。

指定期間は毎年4月から3月の1年間（以下「年度」という）毎とし、小・中学校で取り組む福祉教育や福祉体験活動に対して2事業を限度とし助成を行うものとする。

- ① みどり市学童・生徒の福祉教育推進活動実施計画書（別紙様式2）
- ② みどり市学童・生徒の福祉教育推進活動助成金使途計画書（別紙様式3）

(指定の決定)

第3条 社協会長は、指定申請があったときは申請内容を検討し、その可否を別紙様式4によりすみやかに学校長宛通知するものとする。

(助成金)

第4条 助成金は、20,000円を限度とし、1事業につき10,000円又は1事業につき20,000円のいずれかを、指定決定後に交付するものとする。なお、申請された月の翌月25日に指定口座へ振り込むものとする。また、助成金を目的外に使用した場合、又は剰余金が生じた場合は、助成金の全額又は一部を返還しなければならない。

(実績報告)

第5条 指定を受けた学校長は、当該事業終了後1ヶ月以内に、みどり市学童・生徒の福祉教育推進活動実績報告書（別紙様式5）に次の書類を添えて社協会長宛提出するものとする。なお、2事業実施する学校については、次に掲げる書類をそれぞれ提出するものとする。

- ① みどり市学童・生徒の福祉教育推進活動実施報告書 (別紙様式6)
- ② みどり市学童・生徒の福祉教育推進活動助成金使途報告書 (別紙様式7)

(その他)

第6条 その他本要綱に定めがない事項は社協会長が別に定める。

附則

平成22年4月1日より適用する。

一部改正 平成24年4月1日より施行

一部改正 平成31年4月1日より施行

一部改正 令和7年5月1日より施行